

令和7年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和7年6月13日（金曜）

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1 番 秦野 仁美	2 番 宮坂 幸夫	3 番 小野沢常裕
4 番 今井 健児	5 番 芝間 教男	6 番 中村 茂弘
7 番 森澤 文王	8 番 村田 桂子	9 番 榎本 真弓
10 番 今井 清	11 番 村松 浩喜	12 番 今井 英昭

1. 不応招議員 な し

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 竹重和明	町民課長 荻原義行	企画課長 市川 偉
教育次長 羽場厚子	建設環境課長 羽場雅敏	
産業振興課長 篠原英男	会計管理者 櫻井千佳	
庶務係長 市川 理		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田口 仁	書記 伊藤百合子
-------------	----------

閉会 午後3時40分

(午後 1 時30分 開議)

議長（今井英昭君） こんにちは。本日、審議最終日となります。現在までの出席議員は12名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに6月13日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第36号～日程第6 陳情第3号

議長（今井英昭君） 日程第1 議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第6 陳情第3号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書までの6件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。一括議題とします。

ただいま議題となっています案件については、各常任委員会へ付託し審査されていますので、各委員長より審査結果の報告を求めます。芝間教男総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈5番 芝間 教男君 登壇〉

5番（芝間教男君） 5番、総務経済常任委員長芝間です。それでは、お手元の立科町議会総務経済常任委員会審査報告書をご覧ください。

1の付託案件については、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和7年6月5日に付託された標記案件を審査するため、6月11日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

（1）議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。改正後における相談体制の整備の考え方等について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第37号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第2号）について。

歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、1項総務管理費、1目一般管理費、一般職給与は4月の人事異動に伴う増減であること、8目情報化推進経費地域情報経費では、たてしなびのデマンド交通の予約システムの構築事業について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の採択に伴う保守管理委託料の増額、電算管理経費では、回線料金の値上げによる有線電話料の増額であること、9目ふるさと寄附金事業費では、（一社）信州たてしな観光協会による白樺高原花火大会開催に係るガバメントクラウドファンディングの申請による増額との説明を受けました。

【6款】商工費、2項観光費、3目観光施設費では、財源内訳の返地対策事業債の減額理由について説明を受けました。

【1款】議会費、【5款】農林水産業費、【8款】消防費、【12款】予備費と歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議題第38号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について。ゴンドラリフトの策条交換工事では、町の考え方とその理由、財源に返地対策事業債を活用するなどの説明を受け、併せて現地視察を行い、原案を全会一致で可決しました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議長(今井英昭君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、村田桂子社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番(村田桂子君) 社会文教建設委員長の村田です。社会文教建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

1、付託案件については、2の審査経過の中で申し上げます。

2、審査経過。

令和7年6月5日に付託された標記案件を審査するため、6月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第37号 令和7年度立科町一般会計補正予算(第2号)について。

歳入については、【21款】諸収入、1目雑入では、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金が今年度から廃止されたことによる皆減との説明を受けました。

歳出については、【3款】民生費、【4款】衛生費、【7款】土木費、【9款】教育費について、4月の人事異動に伴う補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書。原案を全会一致で採択しました。

(3) 陳情第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について。原案を賛成多数で採択しました。

(4) 陳情第3号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書。原案を賛成少数で不採択としました。

3、審査結果。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（今井英昭君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） 委員長にお尋ねいたします。

陳情の第1号、原案は、全会一致で採択になられたようですが、そのときの意見というのはどういう意見、議論がされたか伺ってよろしいですか。

議長（今井英昭君） 村田桂子委員長。

8番（村田桂子君） お答えします。

この陳情は、毎年、出されているものであり、やはり、教育現場の疲弊やら教員が大変少ない問題、また不登校の児童が増えているという陳情趣旨に賛同して、大きな意見はなく、現状の改善が必要だという認識で、全会一致で賛成になったと認識をしております。

私、委員長の方からも、教員不足の中で現場が大変な疲弊をしていることを申し伝えたというか、報告したところです。今の教員の現状が大変ひどい状況であることはしょっちゅうニュースにもなっておりまして、皆さんの広範な認識になっているかと思われました。

以上です。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第38号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでについて、初めに原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。10番、今井 清議員、登壇の上、願います。

〈10番 今井 清君 登壇〉

10番（今井 清君） 10番、今井 清です。令和7年第2回立科町議会定例会に上程されました議案に対して、賛成の立場で討論を行います。

議案第37号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第2号）について、歳出では、たてしなびのデマンド交通予約システムとして補修管理委託料660万円が計上されま

した。これは国の新しい地方経済生活環境創生交付金を活用して以前から要望がありました地域公共交通の柱として運行されている立科スマイル交通において、全戸に配付されているたてしなびを使って配車予約をし、町内の目的地に送迎するものです。

スマイル交通の利便性を向上させ、町民皆様のより便利な足となることを期待して賛成するものです。

また、ふるさと寄附金事業経費の補助金200万円につきましては、自治体がふるさと納税を活用して行うクラウドファンディングのガバメントクラウドファンディングであります。町がインターネットを通じて資金を募るもので、地域課題解決のための政策として行うもので、今回、集まった寄附金は白樺高原花火大会の寄附金として与えられます。

今後、各地域で行われている自主事業で、資金集めに頭を悩ませている組織や団体へも適応するため、町が広く広報することを求めるとともに、地域課題解決のためのふるさと納税を活用して、地域が元気になることを願って賛成するものです。

以上、私の賛成討論といたします。

議長（今井英昭君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで、議案第36号から議案第38号までの討論を終わります。

これから日程第1 議案第36号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告とおりの決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告とおりの可決されました。

次に、日程第2 議案第37号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告とおりの決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告のとりの可決されました。

次に、日程第3 議案第38号 令和7年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告とおりの決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、榎本真弓議員。

9番（榎本真弓君） まず最初に、「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書に対し、意見書提出に反対の立場で討論いたします。

先ほど、委員長に質問いたしました但、特段の議論はなかつたということで、毎年、出されていることに対しての疑問が委員会ではなされなかつたというのは、ちょっと私は大変残念に思っています。

まず、毎年、出されていることではあるということですが、それだけ国が非常に悩んでいるというか、政治的判断がしにくいという状況なのではないでしょうか。2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となっています。これは陳情にあるとおりです。また、陳情にあるさらなる小人数学級の推進を求めるということは、クラスが増えるために必然的に教員を増やさなければならないと考えます。

文科省の調査、及び毎年行っている全日本教職員組合の調査結果では、令和6年度は、全国で公立学校教員は4,700人以上不足していると調査結果が出ております。小学校で2,241人、中学校で1,294人、高校で383人、特別支援学校では506人、全国の公立学校で少なくとも4,714人の不足が出ているというのが実態であります。この数字は、前年度の比較で1.2倍増えているということです。そのために教員をどのように確保するかがまず大きな課題と考えます。

教員不足の要因は、1、産休、育休の取得者が増加をしていること、2、特別支援学級が見込みより増加していること、3、教員の病気による休職者が増加したことなどが実情です。産休、育休を取得する教員は、男性も含めて増加をしています。そして、さらに重要なことは教員を目指す人材が減っていることです。次なる後継者が教員不足の大きな要因となっています。学校に必要な教員数を確保することすら困難な現状の中、少人数学級にクラスが増えれば教員定数を定める義務標準法の規定によって必要となる教員数も連動して増えることとなります。

そして、財源となる義務教育国庫負担制度については、今後もしっかりと維持をしていかなければならないもので、社会情勢を考えると堅持までが妥当と考えます。

最後に、この陳情は日付だけが変わるほぼ同じ内容の在り方であり、立科町議会の政治的判断を試されている感があると考えます。近隣自治体や長野県内各自治体にも同様の文書で提出をされております。立科町議会がどのように判断するかが問われて

いると思います。提出に採択するのであれば、毎回申し上げますが、その実現について最善の努力をすべき政治的、道義的責任をそれぞれの議員が負うことになることを肝に銘じていただきたいと強く思います。

以上、現状を十分判断していただき、意見書の提出に反対といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） ただいま、政権与党の公明党である榎本議員から、大変詳細な教員不足の数字を発表していただきました。この教員不足の最低の原因は、教員の定数を増やしてこなかった政府与党、自民公明政権にも大きな責任があると私は思います。与党の一員として、私はぜひその意見を党の内部、もしくは政府関係者に届けていただきたいと強く思っております。

そして、今、補足のことが言われましたけれど、私も佐久教育会などに聞いたところによりますと、なんと小中高で今年の初めに56人足りなかったということが分かっています。小学校で28人、中学で10人、支援学級で13人、高校で3人と、今ではこれ年の初めなんですけれど、産休を取りたくてもその代替教員がなかなか見つからないという実態があるんだそうです。そして、先ほど、休養する方が大変多いと言われました。それは、次のところにも関わるんですけれども、1つはカリキュラムが大変多く、詰め込み型で扱う子どもたちも難しくなっている中で、学級定員の数がもっと多いということが言えると。実際に、80歳を超えた人も教職の現場に呼び戻されると、義務教育でも70代の方も再び教壇に呼んでいただいてぜひやってくださいということの中で、体調を崩す教員も増えているという、本当に切実な、深刻な現場の実態を、私は伺ってきました。

やはり、育休や産休を取るのは、それは、人間らしい暮らし、人間らしい働き方をする上で、当然の進歩のことだと思います。休職者が増えているのは、1つは過密なカリキュラムや子どもたちへの対応が大変難しくなっているということの表れだと思います。そういうことが、この意見書を出してほしいというところを書いてありまして、さらなる少人数学級を推進して、一人一人によく目の行き届く教育をしてほしいという願い。それから複式学級も同じですね。学級定員を減らして丁寧に対応できるようにしてほしいと。

3番の教員基礎定数算出に用いる定数を改善してということは、学校現場の教員の定数をもっと増やしてほしいということだと思います。何よりも最大の理由は、それまで国がかかる費用の2分の1持っていたものを3分の1に減らしてきたと、そのように教育予算をうんと減らしてきていることが最大の理由だと思います。

教員は残業しても、定額、働かせ放題なんていう言葉があるように、残業の費用そのものも払われないと。昨日、今日、新米なんかに10%まで上げるような報道もありましたけれど、そのような苛酷な働かせ方が、教員が続かないことの一つの理由に

もなっているかと私は推察いたします。

全く同じようなことがいつもいつも上げられているということを、私はいつも反論するんですが、それだけ改善されてないっていう、政府の教育政策があまりにも貧弱だってことを示すんだと思うんです。だから、理解の委員会の中でも、みんながそういう共通の認識の中で大きな反論もなく、全員賛成で可決したんだというふうに思います。

やはり、この立科町でも教員不足が大変深刻になっておりまして、なかなか代わりの先生が見つからないという、そういう中で、町当局が講師の先生を独自に配置してやっていらっしゃる、そういうことには大変敬意を表するわけですが、やはり、一番の教員定数を規定する教員定数の定数の改善、教師の数を増やすという、抜本的な国のところで変わっていかないと町の財政負担が重くなるということだと思います。全国一律、同水準の教育レベルを確保できるようにするためには、ぜひOECD並みの、平均よりはるかに低いのが日本の公的な教育支出になっておりますので、せめて先進国並みの教育予算の増額を求めるこの陳情は本当にそうだなということを心から思いますし、ぜひ議員の皆さんの良識を示していただきたいと思います、賛成討論いたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

日程第4 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第1号は採択することに決定しました。

次に、日程第5、陳情第2号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。7番、森澤文王議員、登壇の上、願います。

〈7番 森澤 文王君 登壇〉

7番（森澤文王君） 7番、森澤文王。陳情第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改

善を求める意見書採択の陳情について採択することに反対の立場で討論をいたします。陳情内容、趣旨から考えれば、普通なら賛成が妥当であると思いますが、詰め込み教育に問題があるとしてゆとり教育へ、そこに問題があったとして、コロナ禍も経て現在の状態というところのカリキュラム・オーバーロードであるということと考えると、この間に社会には働き方改革の流れもあったはずですが、教育の現場は大変な状態であるということは、カリキュラム・オーバーロードというのは、国の教育政策に根本的な問題がある中で、起きている、先ほどからもありますが、数ある減少の一つではないかと私は考えます。

例えばですけども、煮物を作っている、味がしょっぱいから薄めましょう、薄めてみたら今度は薄すぎたので塩分を足しましょう、塩分を足してみたら今度は煮詰まっているのでまたしょっぱくなってしまったから薄めましょう、これは煮物の味が安定しない問題ではなくて、作り手の技量の問題になってきます。そう考えますと、カリキュラム・オーバーロードというのは、根本の政策の問題から起きることであるということに考えられます。そして、このカリキュラム・オーバーロードというキャッチーな名称がついていることが、非常に引っかかります。先ほどから非常に言いやすく、問題が、問題点が何となく想起されやすい、されやすい代わりに何が問題なのかが見えにくい、私の感覚、経験の中で難しい問題に片仮名言語で名前付けをしたり、キャッチーなタイトルをつけたものは、言葉に引っ張られて解決が遅れたり、ミスリードされるものという認識になっております。

昨年、起きた令和の米騒動なども、キャッチコピーとしては非常に分かりやすかったですが、現在の深刻な米不足問題などとは比べ物にならないという問題が起きている中で、名前がついていませんね、現在の現象には。そして、立科町議会は子ども議会を開催してきましたが、私はカリキュラムの都合がつくのを毎回心配しておりましたが、皆さんこれはとても意義があるから開催した方がいいということで、学校側にカリキュラムを割いていただいて子ども議会を開催してきたわけですが、カリキュラム・オーバーロードだと言われたら、それはゆゆしき問題であるというふうに反応なされる。このように、名前で印象が左右されているものに対して、私は賛同することが非常に困難であります。カリキュラム・オーバーロードを現象と捉え、日本の教育の根本を見直すべきと考え、陳情第2号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情については、採択することに反対をいたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。11番、村松浩喜議員、登壇の上、願います。

〈11番 村松 浩喜君 登壇〉

11番（村松浩喜君） 私は、本定例会に上程された陳情第2号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを採択することに、賛成の立場で

討論します。

カリキュラム・オーバーロードとは、学校における教育、学習内容が質、量ともに過剰、過密になることで、児童、生徒や教員に過度な物理的、精神的な負担がかかっていることを指します。

私は、学習支援業を営んでおり、現在も学習塾講師や家庭教師として小学生から高校生までの児童、生徒さんを指導しています。このような立場からも、現在の学習指導要領において、例えば、中学生では英語、数学、理科、社会、国語といった主要な教科の学習量がやや多いのではないかと実感しています。現在の中学校の学習指導要領と、その前の学習指導要領を比べると、特に、英語の学習量が増えています。学習する単語の数が、それまでの1,200語程度から1,600から1,800語程度へと大幅に増加されました。さらに、それまで高校1年生で学習していた内容が中学3年生へ、3年生の内容は2年生へ、2年生の内容は1年生へと前倒しされています。そして、中学1年生で学習していた内容は、小学校で学ぶことにもなっているのです。

他の教科では、数学で、それまで高校で学習していた単元が1つ、中学2年生で学習することになった程度で、大幅な増加というものは見当たりませんでしたが、全体的に見ると、教科書の内容は増えたことになります。この結果として起こるのが、学力格差です。近年、成績上位と下位の2極化が進み、平均点付近の中間層が少なくなっているという印象を受けます。一度下げた成績を再び上げるのも難しくなっているのではないのでしょうか。

ただし、教科の学習内容をかつてのゆとり教育の水準まで引き下げてしまうと、学力低下を招く原因にもなりかねませんので、その質や量については、慎重な判断が必要だと思います。また、学校での学びは、非常に多くの分野にわたっていることにも注目しなければなりません。中学校を例にお話ししますと、主要5教科に加えて、音楽、美術、保健体育、技術家庭、道徳などの教科もありますし、総合的な学習の時間、学級活動、生徒会活動、学校行事や部活動などもあるわけです。教科書の内容を習得した上に、これら全ての活動を一生懸命真面目に行うことは、とても大変ではないのでしょうか。

文部科学省では、来年度中に中央教育審議会からの答申を受け取り、新たな学習指導要領の策定を進める計画です。そして、令和12年度以降、小学校から順次実施に移していきたい考えです。そのような動きに間に合うように、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書を提出すべきです。

以上、私の意見を申し上げましたが、議員各位におかれましても、賢明なご判断でこの意見書を採択しようではありませんか。

これで、陳情第2号を採択することについての賛成討論を終わります。

議長（今井英昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈9 番 榎本 真弓君 登壇〉

9 番（榎本真弓君） 9 番、榎本です。「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情に対して、意見書提出に反対の立場で討論をいたします。

まず、さかのぼること2021年の5月、衆議院文部科学委員会において、新学習指導要領に基づき知識技能に加えて思考力、判断力、表現力、さらには学びに向かう力などが求められ、教員は多様な授業展開を行うことが必要になっている。これは、委員会での発言ですので、ですますは省きます。

その一方で、学校現場では授業準備や教材の工夫、個別対応などに追われており、時間的にも精神的にも大変厳しい状況に置かれている。これが、いわゆるカリキュラム・オーバーロードの一因になっている。学校の教育活動の質を高めるには、まず教育課程の精選重点化が必要であり、その上でICTの活用や教材提供の充実などを進めて、現場の負担軽減につなげるべきだと考える。文部科学省として、教育課程の加密化に対しどのように対応されているのか、また現場の各声をどのように反映していくのかと、この委員会において質問をしています。

次に2022年の4月、教育改革推進本部において、現場の教員からは学習内容の多さや授業時数の確保に苦慮しているとの声が上がっている。学習指導要領の改定により求められる資質、能力の育成を適切に実現するためにも、教育課程の内容について精選重点化を進めるとともに、学校現場における柔軟な教育課程、運用を可能にする制度的枠組みが求められる。併せて学校の裁量による探究的学びや個別最適な学びの実践を可能にする時間的、構造的余裕を設けることが重要である。そのため今後の中教師における議論において、現場教員、保護者、児童、生徒の意見を丁寧に吸い上げながら、持続可能な教育課程の在り方を再設計することを強く求める。

そして、2023年の5月、参議院文教科学委員会においての発言では、今、教育現場では学習指導要項に基づくカリキュラムが非常に過密であるという指摘が多く寄せられている。いわゆるカリキュラム・オーバーロードの問題である。これにより教員が授業準備に追われ、教材研究の時間が取れない、生徒一人一人への対応が困難になっているといった問題が生じている。教育の質を落とさずに、教育課程の重点化や生鮮を進めることが必要だと考えている。また、教育審議会においても、現場の教員や保護者の声をしっかりと反映した議論が行われるよう求めたい。学びの質を確保するためにも、量の見直しは避けて通れない課題であると強く申し上げると、このように2021年より議論は当然されております。

そこで、教育の質を落とさない、現場の教員や保護者の声をしっかりと反映した議論が行われる、これが大変重要なことではないでしょうか。慎重に改善を進めるべきであり、陳情書にある早期改善という項目は大変不適切であると申し上げます。そしてこの陳情についても、立科町議会だけでなく近隣自治体にも同様に提出をされてい

ます。やはり、立科町議会がどのように判断をしていくのか、慎重に、やはり現場の意見をよく聞くようにと、よく立科町議会の中でも意見をされておりますが、今回のカリキュラム・オーバーロードに関するものは大変慎重に、かといって丁寧に進めなければいけない、かといってそれだけのんびりすることでもない、ですので、当然ICTの活用やいろいろな教員の負担を軽くする方法を取られています。

今、現実も議論がされているそのさなかに意見書を提出しても、私は大変まだ拙速だと思います。十分に皆さんの審議を深めていただいて、採決にのぞんでいただきたいと思います。

以上、反対討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） ただ今の榎本議員の反対討論は反対討論には聞こえませんでした。大変現場の深刻な声を訴え、だからこそ教師や保護者の声、子どもたちの声をよく聞いて進めるようにという内容だったかと思います。ただ、1か所、早期改善にはそぐわないとおっしゃいましたけれども、ここでいう早期改善というのは、今の深刻な教育現場の状況を一刻も早く改善してほしいと、そういう意味での早期改善であったと思いますし、及び学習指導要領の内容の精選等を行うことと、これについては全く榎本議員も異論はないかと思います。本当に、前段の議員がおっしゃったように、日本の教育政策がゆとりや詰め込みや揺れ動いているのは確かです。教育現場がそれに翻弄されて子どもたちも翻弄されているのも確かです。しっかりした、子どもたちが憲法の教育基本法の精神に基づいて、人格の感性を育むような教育にするための議論が必要なのは間違いありませんが、しかし、だからといって深刻な事態を放っておいていいということにはならないと思うんですね。やはり、こういう状況だからこそ、この深刻な実態を早く改善してほしい、学習内容の精選をしてほしいと、このことを強く訴えるものだと思います。

先ほどどんなに大変かということは、教育現場で子どもたちを指導されている村松議員のほうからご指摘がありましたけれども、大変勉強になりました。やはり、今、立科町でも不登校の子どもたちが増え、全国では41万人もいるんだそうなんですけど、学校現場に適用できない子どもたちが苦しんでいます。そういう事態をなくすために、やはりこの内容の精選、先生の数を増やして一人一人にしっかりと向き合える時間を確保する、人間らしい教育ができるようにする、このことが本当に求められているからこそ、この陳情が出されたのだということを、私は信頼をして賛成をするものです。

以上、賛成討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

日程第5 陳情第2号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、陳情第2号は採択することに決定しました。

次に、日程第6 陳情第3号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書について討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈9番 榎本 真弓君 登壇〉

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。先ほどから、本当に難しい陳情ばかり出ていると頭を悩ましているところです。しかし、どれもこれも、やはり政治の中での決断を求められるものばかりであり、一番また最後の高額療養費の限度引上げの撤回を求める陳情書、これに対しても大変国も苦慮をしております。ただし、私はこれに対し、意見書提出に反対の立場で討論をいたします。

おかげさまでというよりも、委員会の中でも慎重審議をされて採択はされてはおりません。賢明な判断だったと思います。工学療養費は、医療費全体の2倍のペースで伸びてきています。増大する社会保険料の軽減など制度維持の観点から負担上限額の見直しが必要になっております。国におきまして、1月の末に、全国がん患者団体連合会の天野理事長らと面会をし、団体の皆様から制度の見直しについての要望を聴取したのち、政権は与党になっておりますので私も発言しますが、自民、公明の幹事長会談において治療が長期に及ぶ人への何らかの対応が必要であるとの問題意識を投げかけ、検討することになりました。

その後、2月の14日に患者団体の皆様と面接をし、要望を聴取し、同日、福岡厚生労働大臣に長期療養に配慮するよう要請をし、1年で4回以上、利用をするとさらに上限が上がる、多数回該当の限度額を未置く考えを表明をいたしました。3月5日に総理官邸で石破総理と会談を行い、高額療養費制度の見直しについて慎重な立場から対応を求めました。3月6日の国会審議での参議院の議員より、政府の方針に対し国民の理解が十分になっていない現実があるとした上で、命にかかわることであります

ので多様な国民の声を伺って判断していただきたいと対応を公明党は迫っております。

これに対し、石破総理も説明が十分ではないという反省は持っていると感じ、患者団体との面会后、8月からの負担上限額引上げを見送る方針を表明をいたしたところであります。

以上が制度の持続可能性、そして患者負担への配慮の面からの報告であります、改めて検討をし、国におきましてはしっかりとこの制度の持続可能ということを念頭に置きながら結論を出していくと思います。よってここに陳情書には大変過激な言葉が出ております。やはり、可決された予算のうち、高額療養費制度の限度額引上げについては、凍結ではなく撤回をすることとあります。やはり、この撤回が言いにくい、本当に大変な状況であるということを、議員の各位も認識をしていただき、私はこの撤回とまでなぜつけたかと、陳情にはそれだけ大変肝が入っているということであるのかもしれないですが、これについても、国は非常に迷っている、または決断をどのようにしていくか議論をされているという現状であります。

立科町議会は、やはり国の制度に対して真っ向から反対をするばかりではなく、状況を見守りながら、的確な意見書提出のときを図って提出するべきだと思います。

以上、陳情の採択に対し反対といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） 陳情第3号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

町議会文教建設常任委員会では、賛成少数で不採択となりましたが、私個人としては、ぜひ町議会で意見書を採択し、国に意見を上げてほしいと思い、賛成討論をいたします。

高額療養費の見直しについては、国の歳出削減、とりわけ高齢化に伴い増え続ける医療費削減の一環として、この春、国会に提出され衆議院を通過、参議院に送付され、その審議の中で当事者であるがん患者団体など関係者の悲痛な叫びにも似た現実の暮らしの実態、声が報道され、大きな世論となり、政府が議案を取り下げ、審議を凍結するという異例の対応がされた経緯があります。

今年の7月には参議院選挙が行われることから、高額療養費の限度額引上げが行われれば選挙への影響が避けられないとの、主に参議院議員からの働きかけも強くあったとの報道がありました。そうなれば選挙が終われば再び課題として浮上をすることは、その危険性は大きいと考えます。

高額療養費には所得に応じた限度額が設けられていることは憲法13条に規定された幸福追求権、25条に規定された健康で文化的な最低限度の生活を保障する国の責務の

具体化であり、誰もがその経済的な状況にかかわらず等しく医療を受ける権利の具体的な保障であります。高額療養費について実際は医療費についてのみ設定され、食事代や部屋代などは別料金として請求される現実がありますが、それでも限度額が設けられることで高額な治療も受けられる保障となっています。しかし、今回の改正案によれば、例えば所得370万円までの方が現在5万7,600円ですんでいる者が6万600円、さらには8万8,000円にと大きく引き上げられることとなっていました。また所得770万円までの方は現在の約8万円の上限がやがては13万9,000円にまで限度額が上昇する計画でした。現在は全ての食品やサービスの値上がりで賃金の上昇が追いつかず、実質的なマイナスであり、暮らしていくのに厳しい状況が続いています。加えて病気になれば就労は制限され、収入の減少の恐れが強まり、さらに高額な治療費が必要ともなれば、まさに治療を断念するか回数を減らすかなど、長期にわたり治療療養を余儀なくされる患者やその家族にとっては、まさに死活問題であると推察されます。特にがんなどは、今や2人に1人がかかるとも言われており、人ごとではありません。安心して治療に専念し、家族共々、平穏な日々を取り戻すためには、高額療養費限度額の引き下げこそ期待されるのではないのでしょうか。引き上げなどはもってのほかと考えます。

かつて私はマイケルムーア監督のシッコという映画を見ました。アメリカは民間医療が中心ですから、お金がなければ十分な医療が受けられません。しかし、カナダやイギリスフランスなどでは、キューバはもちろんですが、医療費が無料化もしくは定額で、本当に助かる、命が助けられる、そういう状況であることを映画で物語っていて、同じ資本主義の国でも医療費無料の国があるんだと強く感動を受け、私もそういう国にしたいと思いを新たにした覚えがあります。高額療養費の限度額の設定というのは、このように経済的な所得の低い人でも、一定程度低く抑えることで医療を受ける権利を保障するという、まさに皆保険制度の中でも受けられた日本の知恵なんだろうと思います。やがては無料の国を私は目指しますが、しかし今のこの制度も大変評価できるものではないのでしょうか。

さて財源ですが、医療費増大の財源は最も苦しんでいる患者家族に求めるのではなく、莫大な利益を上げている製薬会社や巨額の軍事費、貿易費の削減により生み出すべきものと考えます。歳入についても、巨額の内部留保を持つ巨大企業や富裕層に利益に応じた応分の負担を求めるべきであることを重ねて申し上げます。

制度維持の観点からおっしゃいましたが、制度が維持されても国民一人一人の暮らしや命が持続不可能になってしまっただけでは意味がないのではないのでしょうか。そのためにこの医療制度、限度額が設けられていることを重ねて強調いたしまして、意見書採択への賛成討論といたします。

議長（今井英昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

日程第6 陳情第3号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書を採決します。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第3号 高額療養費の限度額引き上げの撤回を求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択することに決定しました。

◎日程第7 発委第3号

議長（今井英昭君） 次に、日程第7 発委第3号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで暫時休憩とし、2時45分から第1委員会室において議会運営委員会を開催しますので、理事者、委員は参集願います。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

（午後2時35分 休憩）

（午後3時05分 再開）

議長（今井英昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程の追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第39号

議長（今井英昭君） 追加日程第1 議案第39号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 竹重 和明君 登壇〉

総務課長（竹重和明君） 議案第39号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

この補正は、たてしな保育園増築工事の工事請負費の増額に伴い、歳入歳出を増額補正するものであります。

1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ390万円を追加し、予算の総額を56億3,239万7,000円とするものであります。

本日提出、立科町長。

2 ページは、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入と歳出になります。

3 ページ、「第2表 地方債補正」では、過疎対策事業を390万円増額し2億6,780万円と限度額を補正するもので、記載の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

4 ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

5 ページをお願いします。まず、歳入について説明いたします。22款1項2目民生債は、過疎対策事業債でたてしな保育園増築工事の財源として390万円の増額となります。

続いて歳出について説明いたします。3款2項3目保育所費はたてしな保育園の増築工事について設計内容の見直しに伴い工事請負費390万円を増額するもので、この増額の要因につきましては、建築資材及び人件費等が予想以上に高騰したことによるものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（今井英昭君） これから追加日程第1 議案第39号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子議員。

8番（村田桂子君） 2点ほど伺います。まず1点は、この設計内容の変更だということなんですけれども、これは増工分だということなんですけれども、それを含めて合計ではどのくらいの内容のものになるんでしょうかというのが1点と。

これは更衣室かなにかの増設になるというふうには聞いているんですが、過疎対策の事業債ということに今回対応しているんですけれども、普通、起債を仰ぐ場合には割と金額が大きなものを対応するのではないかというふうに思っているんですけれども、そ

ういう、金額的なこれ以上のものは記載をするとか、そういうような判断基準というのがあるんでしょうか。310万円くらいだったら予備費対応ですぐ借金しなくてもできるんじゃないかと思ったりするんですけど、そこをお願いします。

議長（今井英昭君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場厚子君） お答えいたします。

この増築工事の関係ですけれども、当初予算から今回390万円を補正をいただいて、総額ですけれども1,140万円ほどとなっております。

金額の総額だけでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（今井英昭君） 竹重総務課長。

総務課長（竹重和明君） 過疎対策事業債について、私のほうでお答えしたいと思います。

もう既に最初の金額、先ほど言われた750万円は、一次募集で協議をしておりますので増額になった部分についても9月ごろの二次募集で協議をしていきたいと考えております。金額的なものはないんですが、有利な財源を町としては使うようにしております。

議長（今井英昭君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号 令和7年度立科町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第4号

議長（今井英昭君） 追加日程第2 発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） 朗読いたします。

発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出について、立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、提出者は社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書でございますが、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛、議長名の発出でございます。

意見書の記書きを申し上げます。

1、どの子にもゆきとどいた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

(1)さらなる少人数学級の推進。(2)複式学級の学級定員の引き下げ。(3)教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善。

2、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充することでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者の説明を求めます。村田桂子社会文教建設常任委員長。

8番（村田桂子君） 事務局長朗読のとおりです。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保」と「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

異議がありましたので、この採決は起立により行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。よって、発委第4号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第3 発委第5号

議長（今井英昭君） 追加日程第3 発委第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） 朗読いたします。

発委第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出について、立科町議会会議規則第14条第3項の規定により別紙のとおり提出します。

本日提出、提出者は社会文教建設常任委員会委員長でございます。

裏面をご覧ください。

意見書でございますが、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣宛、議長名の発出でございます。

意見書の記書きを申し上げます。

1、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善、および学習指導要領の内容の精選等を行うことでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者の説明を求めます。村田桂子社会文教建設常任委員長。

8番（村田桂子君） 事務局長の朗読のとおりといたします。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第5号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議あり）の声あり〕

異議ありと認めます。この採決は起立により行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

起立多数です。したがって、発委第5号は原案のとおり提出することに決定されました。

◎追加日程第4 発委第6号

議長（今井英昭君） 追加日程第4 発委第6号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。今井健児議会運営委員長、登壇の上、願います。

〈4 番 今井 健児君 登壇〉

4 番（今井健児君） 4 番、今井健児です。それでは、発委第 6 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について。それでは、発委第 6 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について、朗読をもって説明に変えさせていただきます。

発委第 6 号 議会改革特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、立科町議会会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

本日提出、提出者、議会運営委員長今井健児。

裏面をご覧ください。

議会改革特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記、1、名称、議会改革特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条第 1 項及び立科町議会委員会条例第 5 条。

3、目的、議会改革に関する調査研究。

4、委員会の定数、12人。

5、調査の期間、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続して調査を行うものとする。

この内容につきましては、委員会発委として提案させていただきました。全議員の皆様のご了解とご賛同をいただきますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上です。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第 6 号 議会改革特別委員会設置に関する決議についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第 5 発議第 3 号

議長（今井英昭君） 追加日程第 5 発議第 3 号 消費税の減税を求める意見書の提出について

てを議題とします。

意見書の朗読を願います。田口事務局長。

議会事務局長（田口 仁君） それでは、意見書の朗読をいたします。

裏面をご覧ください。

消費税の減税を求める意見書（案）でございます。

このところの価格高騰と付随する消費税は、町民生活、及び地域産業に悪影響を与え、深刻な状況となっている。

2022年以来、食料品をはじめ燃料費などのエネルギー価格、包装資材、物流などの諸物価・サービスの値上げラッシュが深刻である。23年度の3万点を超える値上がりに加え、25年度は1年間で2万品目が予定されている。（帝国データバンク）

ガソリン・軽油・灯油価格の高騰は、寒冷地である当町にとって家計を圧迫するとともに観光業や農業など地域の産業に深刻な影響を与え、コメ不足による原料米の価格高騰は100品目を超える加工品の値上げに直結し、生存権を脅かしている。加えて8%から10%の消費税により、賃金の上昇を上回る物価高となっている。

所得の低い層ほど消費に回す割合が高いため、消費税は所得の低い層ほど重い負担となっておりその逆進性は明らかである。食料品のみならずエネルギー、建設・農業資材、物流、人件費など全ての取引に係る消費税は重い負担となって町民経済を圧迫している。

消費税の一律5%への減税は全ての国民に恩恵が及び、平均で1世帯12万円の減税効果を生むと予想されている。町民の暮らしを守るためには、早急な消費税の減税が必要である。合わせて小規模事業者に過大な増税を押しつけているインボイス制度も廃止すべきである。

財源については、累次の法人税減税により恩恵を受け、過大な内部留保をためている大企業や富裕層に利益に応じた税負担を求めるべきである。国民の暮らしを立て直さなければ、経済の発展はない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣宛、議長名の発出でございます。

以上です。

議長（今井英昭君） 本案について、提出者より趣旨説明を求めます。8番、村田桂子議員、登壇の上、願います。

〈8番 村田 桂子君 登壇〉

8番（村田桂子君） それでは、提案理由をまず読み上げ、若干の補足説明をいたします。

消費税の減税を求める意見書の提案理由、このところの物価高騰はとどまるところを知らずに国民の暮らしを圧迫しています。特にガソリンなど燃料費や食料品の値上

げに伴い、加えて10%の消費税が国民生活を圧迫しています。賃金の上昇が物価高に追いつかず、生活は極限まで追い詰められています。物価高から国民の暮らしを守り、景気の低迷を打破するためにも消費税の緊急減税が求められていると考えます。

消費税を導入した1989年と2025年度とを比べるとGDPにおける税収の割合はあまり変化がないそうです。しかしその内訳を見ると、消費税の占める割合が0.9%から現在は5%に約6倍に増加。その一方で法人税は6.9%から4.2%へ、所得税や住民税は、最高税率が引き下げられたこともあって7%から6%へと減少しています。つまり、法人税や所得税最高税率が引き下げられて13.9%から10.2%へと減少し、法人税、所得税から消費税への置き換えが行われているということが広く指摘をされているところです。つまりは法人税減税の穴埋めに消費税が使われているということは明らかではないでしょうか。

今こそ、低所得者層に重い負担となっている消費税を5%に戻して、財源を減税の恩恵を受けている大企業と富裕層に求めるべきだと考えました。

また、特にインボイスは5%から8%から10%に引き上げられたときに、そうした税の不公平ということを向こうは提案にしているわけですが、小規模零細企業1,000万円以下の方が、それまでは納めなくてよかったものが課税業者にならなければ取引から排除されるという、大変苛酷な事務負担が増えることもあり、税負担も増えて大変な重税感を与えているところです。そうしたところから、5%に下げることになれば、改めてインボイスを設ける必要もないわけなので、このことも解消されると考えます。

以上、低所得者層に重い負担となっている消費税を5%に減税して、財源は減税の恩恵を受けている大企業や富裕層に求めるべきだということの理由で、この意見書を提出いたしました。ぜひ皆様のご了解をいただきまして、意見書を上げられれば幸いです。

以上です。

議長（今井英昭君） これから本案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。9番、榎本真弓議員、登壇の上、願います。

〈9番 榎本 真弓君 登壇〉

9番（榎本真弓君） 9番、榎本です。今日は大変出番が多く、また私も発言の場を与えていただき大変光栄に思います。

まず今回、議員発議で出たもの、これなぜ今出すかなと思います。まさしくこの国の選挙が今、控えています。当然この消費税に関しては、それぞれの政党が自分たちの党はこういう考えを持っているということで出してきた、それが国民的議論になり選挙になってくるんだと思いますが、この夏の参議院の選挙前に今、現在、与野党は経済対策を議論をしています。物価高や米国の関税措置を受けて野党が期限付きで消費税減税を訴えています。

一方で、与党内でも減税や給付を求める声も高まってきます。立科町でもこの低所得者というよりも、全町民に向けてそれぞれの給付金というよりも、消費するためのチケットくれましたね、今回もくれました。やはり町長もそういった経済対策に対して前向きな姿勢だからこそ、1世帯当たり5,000円ずつ、商品券をくれています。商品券じゃない、商品券ですね。

こういった消費税の減税に向けた提案は、もうこれは政党間の中でそれぞれ提出の仕方が違ってきます。立憲民主党は、給付付き税額控除に移行するまでの措置として、食料品の消費税率を原則1年間に限りゼロとすることを主張をしています。日本維新の会も食料品の消費税率を次元的にゼロにすることとしており、また、さらに国民民主党は消費税率を一律5%に引き下げる案を出しております。今、私が発言したものの資料は、日本経済研究センターです。一時的な消費税減税について国民はどのように思っているか、これを調査、経済研究センターは調査をしました。

問いとして、日本経済の現状を踏まえると減税や財政出動などの経済対策を行うのが適切であるという、この問いに対し、そうは思わないというのがおよそ55%でありました。そして、問いの2として、日本経済の現状を踏まえると一時的な消費税減税を行うのは適切であるかどうかという問いに対し、そうは思わないというのが57%、全くそう思わないというのが28%という結果が出ております。この消費税は大変影響は受けるかもしれないんですが、今回発委にあります大企業や富裕層、利益に応じた税負担を求めるべきであるという意見を付してありますが、私どもいろいろ財源が必要だということは前段の陳情でそれぞれが、全てが財源が必要なものばかりでした。そのところに、さらに大企業は富裕層、ある意味こういう経済の格差の中では富裕層たちの税が大変大きいのではないかと思います。これは国民全体の問題であります。全員が国全体で日本をどのように、またいろいろな制度に対して税を納めている。だから、もう景気が良くなれば税も上がってきます。消費税も大変影響はあるかと思います。しかしながら、私は今、観光事業をやっておりますので大変よく分かりますが、消費税だけではなくて、いろいろな策を講じなければ今、日本経済は立ち行かなくなってくるのではないのでしょうか。一方的に財源についてはというところで、大企業や富裕層の利益に応じた税負担を求めるべきであるという、ここだけ課題を強調して書かれているこの意見書を提出するべきではないと私は思います。これはまさしく議会の判断ですが、この次の選挙でその結果は明白に出てきます。また、それを議員一人

一人も受け止めなければいけないと思います。私もしっかりと選挙にのぞんで、やはり国の安泰、安定、そして世界情勢を見ながら活動をしていきたいと思います。提出には、やはり待っていただきたい、選挙の結果を見てどのように国が動くか、その情勢を見ていただきたい、皆様の賢明な判断を望むところであります。

以上です。

議長（今井英昭君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。賛成討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

次に、原案に反対の議員の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。本案の採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

田口事務局長、確認願います。着席してください。

賛成多数で、発議第3号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして、会議を閉じます。

令和7年第2回立科町議会定例会を閉会とします。理事者、議員各位、関係職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

なお、この後、3時50分から第1委員会室において全員協議会を開催しますので、参集願います。お疲れさまでした。

（午後3時40分 閉会）